

季節性インフルエンザ定期接種の自己負担額に対する補助について

1 概要

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念される中、インフルエンザの重症化を抑制するとともに、医療提供体制のひっ迫を回避するため、高齢者等の予防接種に係る自己負担分の無償化を行い、積極的な接種を推進する。

2 補助内容

① 内容

季節性インフルエンザの定期接種対象者（65歳以上の高齢者等）が、定期接種が受ける際の自己負担分1,600円について、市町村を通じ、県が負担を行う。

② 対象者

県内における予防接種法に基づく定期接種対象者：約24.5万人

- ・ 65歳以上高齢者
- ・ 60歳以上65歳未満の基礎疾患（※）ありの方

※ 心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいをする者
又は、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする者

③ 開始時期

令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

※ 今年の予防接種開始時期：例年より前倒し

3 所要額

392,000千円

4 危機管理調整費の活用

今冬においては、特にインフルエンザワクチン需要の高まりが想定されることから、早期において定期接種対象者のワクチン接種を推進する必要があるため、危機管理調整費を活用し、迅速な事業執行に努める。